

レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務（以下「本業務」という。）について、随意契約の相手方を選定するにあたりプロポーザルを実施し、応募した者の中から業務受託候補者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 公募の概要

(1) 業務名

レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託

(2) 業務内容

別紙『レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託仕様書』（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

(4) 提案上限額

1,320,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※R5年3月までの保守費用を含む。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていることが必要である。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 代表者及び役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去5年以内に茨城県内においてシステム構築業務の実績を有する者

であること。

4 問い合わせ・書類提出先

〒315-0035

茨城県石岡市南台 3-21-14

新ひたち野農業協同組合

営農経済部 担当:戸塚

電話 : 0299-56-5802

FAX : 0299-56-5803

E-mail : ja569.einoukeizaibu@ja-ibaraki.jp

5 契約候補者選定スケジュール

No	期間	内容
1	令和4年8月16日(火)	企画提案書等受付開始
		質問受付開始
2	令和4年8月23日(火)	質問受付締切
3	令和4年8月30日(火)	質問に対する回答
4	令和4年9月6日(火)	企画提案書等受付締切
5	令和4年9月13日(火)	審査結果の通知(予定)
6	通知を受けた日の翌日から起算して5日(休日を除く。)以内	非選定理由の説明請求

6 質問の受付及び回答

本要領及び仕様書等に関する質問は、次により行う。

(1) 提出方法

質問書(様式第1号)に質問事項を記載の上、電子メールで「4 問い合わせ・書類提出先」に記載の電子メールアドレスに送付するとともに、電話による着信確認をすること。

(2) 受付期間

令和4年8月16日(火)から令和4年8月23日(火)17時まで

(3) 回答方法

提出された質問への回答は、全ての質問について取りまとめ、質問及び回答を、新ひたち野農業協同組合ホームページで公表する。但し、公表に際

しては、事業者名（質問者名）は公表しない。

7 企画提案書等の提出

企画提案書等は、次のとおり提出すること。

（1）提出書類及び提出部数

- ①レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託に係る企画提案提出書（様式第2号）
- ②企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号）
- ③企画提案書（任意様式）
- ④業務工程表（任意様式）
- ⑤業務実績書（任意様式）
- ⑥参考見積書（任意様式）

※①～⑥の資料を1冊にまとめ、正本1部（代表者印押印のもの）、副本14部（正本の写し）、合計15部を提出すること。なお、正本にカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。

（2）受付期間

令和4年8月16日(火)から令和4年9月6日(火)まで（茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）第1条に規定する茨城県の休日（以下「休日」という。）を除く。）でいずれも午前9時から17時まで（ただし、12時から13時を除く。）とする（郵送の場合は必着）。

（3）提出方法

「4 問い合わせ・書類提出先」まで持参又は郵送（簡易書留に限る。）とする。

（4）提出書類作成の留意事項

「（1）提出書類及び提出部数」については、次の事項を遵守すること。

- ① 企画提案は、1者1提案とする。
- ② 「企画提案書」は、A4版（縦・横どちらも可）、両面印刷、下部中央にページ番号を記入し、長辺を綴じること。なお、一部、A3版を使用する必要がある場合は、片面印刷として片袖折にして綴じ込むこと。
- ③ 「企画提案書」の作成は、次の事項を満たすものとする。
 - ア 表紙及び目次を付すこと。
 - イ 別紙「仕様書」等を踏まえ、事業者の識見を活かした具体的な内容について記載すること。
 - ウ 仕様書における「3 業務内容」に具体の記載がない業務・機能であって

- も、レンコンの出荷情報共有に資する業務・機能で、予定価格の範囲内で実装可能なものは事業者提案により適宜盛り込むこと。
- エ その他、提案事項や特にアピールしたい事項を記載すること。
- オ 難解な語句等に注釈や解説を加え、必要に応じて図表等を用いる等、可能な限り簡潔かつ明瞭で専門的な知識を持たない者でも理解しやすい表現で記述すること。
- ④ 「業務実績書」に記載する実績とは、過去5年間の茨城県内におけるシステム構築業務を完了したものとする。
- ⑤ 「参考見積書」に記載する参考見積金額は、消費税及び地方消費税を含むものとし、見積額の積算根拠についても記載すること。
また、R5年4月以降に掛かる保守費用についても、本業務委託の見積りと分けて示すこと。
- ⑥ コスト面の理由等により本件への実装が困難な機能であっても、将来的に拡張が可能な機能は必要な経費（概算）と併せて説明を加えること。また、実現困難な項目について提供可能な代替案があれば明記すること。

8 審査の手続き及び契約候補者の選定

(1) 審査の手続き

レンコン出荷情報共有システム構築・運用委託に係るプロポーザル評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設け、企画提案書の内容を「レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託プロポーザル評価基準」に基づき評価を行う。当該結果を基に、新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部で、最も優れている提案者を第1優先交渉権者（契約候補者）とし、次点を第2優先交渉権者として選定する。

なお、評価委員会は非公表とする。

(2) 契約候補者の選定

- ア 契約候補者となることのできる最低基準点を70点以上とし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を選定する。
- イ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次点のものを新たな契約候補者として手続きを行うものとする。
- ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として選定しない。
- エ 本要領に示した参加資格がないと認められた者には、その旨及びその理由（以下「無資格理由」という。）を書面により通知し、その者が提出し

た企画提案書等は審査しない。この場合、通知を受けた者は、次のように無資格理由について説明を求めることができる。

- a 通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。
- b aに対する回答は、原則として、その説明を求めることができる終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に、説明を求めた者に対し、書面で行う。

9 審査結果の通知

審査結果については、結果に関わらず、令和4年9月13日（火曜日）（予定）に、レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託に係る企画提案提出書（様式第2号）に記載の電子メールアドレス宛てに通知する。

10 契約候補者に選定されなかった者に対する理由の説明

- (1) 9の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に当該提案者が契約候補者に選定されなかった理由（以下「非選定理由」という。）について、書面（様式は任意。）により説明を求めることができる。
- (2) 書面は持参又は郵送により提出する。
- (3) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は次のとおりである。
ア受付場所 「4 問い合わせ・書類提出先」に同じ
イ受付時間 いずれも9時から17時まで（ただし、12時から13時を除く。）
- (4) (1)に対する回答は、原則として、その説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に説明を求めた者に対し、書面で行う。
- (5) 書面にて回答を行った後においては、再度の非選定理由の説明請求は受け付けない。

11 契約の締結

新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部は、契約候補者と協議し、契約候補者が提案した内容を反映した仕様書を調整のうえ、契約を締結し、すみやかに契約結果を新ひたち野農業協同組合ホームページ上で公表する。なお、仕様については契約時に再度精査するものとする。ただし、選定された事

業者が以下の規定するものに該当することになった場合は、契約を締結しない。なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「3 参加資格要件」に記載している要件を満たさなくなったとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部長が認めたとき

12 留意事項

- (1) 提案に関して必要な費用は、全て提案者の負担とする。
- (2) 提案者より提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 提出期限以後の企画提案書等の修正は認めない。
- (4) 提案書類は、本プロポーザルの実施のみに使用し、目的以外には使用しない。
- (5) 企画提案書において企業秘密に該当する部分については、企画提案書にその旨を明記する等明らかにすること。
- (6) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。
- (7) 審査結果の公表にあたっては、新ひたち野農業協同組合ホームページにおいて、第1優先交渉権者名及び審査結果の概要(合計点等)のみを公表する。

レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託仕様書

1 調達件名、契約期間、履行場所

- ① 調達件名 レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務
- ② 契約期間 契約締結日より令和5年3月31日まで
- ③ 履行場所 発注者の指定する場所

2 目的

スマートフォン等を活用した農家と農協事務局が出荷数量をリアルタイムに共有するシステムを作成し、市場、量販店等に対する計画出荷を厳密に行う体制を構築することで有利販につなげることを目的とする。

3 業務内容

本業務では、部会における日々のレンコンの出荷数量等を一元管理するものとし、日々の各市場の必要数と各生産者の出荷状況や農協からのお知らせなどをリアルタイムで確認できるシステムの構築・運用を行う。

なお、ユーザーインターフェイス、コンテンツ、搭載する機能の実装方法は、受託者がプロポーザル時に提案した内容をもとに、本部会と協議の上で決定することとする。

(1) システムの構成

次のとおり管理者画面（JA）と生産者画面（各部会員）の二つの画面構成とする。

I 管理者画面（JA側）

① ログイン画面（ID・パスワード）

② メニュー選択画面

ア 会員管理画面 新規登録ボタン（クリックすると入力画面に移動）
削除ボタン

イ 市場管理画面（例 市場A、B、C）
各市場ごとに以下の画面を作成

㊦グループ管理画面

㊦市場管理画面

① 日付、②必要数③仮数値④上限値⑤コメント
欄⑥編集ボタン → 編集画面に移送

㊦-1 編集画面（出荷数設定画面）

日付 必要数 仮数 上限数

㊦出荷数設定画面

ウ 出荷数管理画面

ア 市場選択画面（例市場A、B）

ア-1 出荷数確認画面（例市場A）

（部会全体）必要数、仮数値、上限値

（各部会員）確定数、見込数

合計 見込、確定、過不足数

※期間は一週間区切りで表示（日曜日始まり）

前後の一週間もボタン表示で切り替え

メール送信画面へのボタン設置

エ メール送信画面（各部会員へ一斉、個別に対応する）

オ お知らせ管理画面

II 生産者画面（各部会員）

① ログイン画面（ID パスワード）

② 市場選択画面（例市場A、B等）

※市場ごとにグループ設定。登録されている市場のみ表示される仕様

ア 各市場 出荷等情報

イ お知らせ情報（最新5件）

③ 依頼一覧画面

例市場A（依頼一覧画面）

7/21（月）

7/22（火）	出荷する	出荷しない	見込み数
---------	------	-------	------

7/23（水） 見込数

※締切日までに入力がない場合

必要ケース未達の場合

メールを送る。

④ 出荷数入力画面

7/22（火） ○時までに額を確定してください。

必要数 100

仮数値 20

上限値 20

(2) 管理者画面及び生産者の構築

① 動作環境 OS：Windows10、MacOSX10.15 以上、iPadOS13 以上、iOS13 以上、Android10.0 以上 ブラウザ：Edge、Chrome、Safari（システム構築時点で最新のもの）

② 搭載する機能・生産者画面は、スマホ、PC やタブレットでも閲覧可能とする。

(3) 動作確認

- ・ 公開前に十分な動作確認を行うこと。
- ・ 動作確認にあたっては、あらかじめチェックリストを作成の上確認作業を行い、不具合がないことを確認したうえで納入すること。

(4) 運用・保守

- ・ 当該システムのデータについては、新ひたち野農業協同組合の所有するサーバーにアップするものとする。
- ・ 本業務にて構築した 管理者画面及び生産者画面について、運用開始後、本契約の終了までの間、保守を行うこと。なお、保守範囲は、情報セキュリティ対策の実施、障害への対応及び利用者・事業者からの問い合わせ対応とすること。
- ・ 業務期間中にコンテンツ等に不具合が確認された場合は、速やかに対応すること。
- ・ 業務期間中に OS のアップデートが発生した場合は、必要に応じてこれに対応すること。また、使用するソフトウェアについても必要なセキュリティパッチの適用に対応すること。この際の手続き及び費用については、委託料に含めることとすること。
- ・ 各種サーバー及びネットワークに関するハードウェア、ネットワーク環境はレンタルサーバーやクラウドサービス等により提供し、委託者の庁舎にサーバー機器等を配置しないものとする。
- ・ ネットワーク環境は適切なセキュリティ対策を施し、不正アクセスによる情報の流出や改ざんを未然に防ぐものとする。
- ・ 本業務におけるドメイン、サーバー等の必要なソフトウェア・ハードウェアの手配の必要な手続きは事業者が行い、これに要する経費も本業務の委託料に含まれるものとする。
- ・ セキュリティ管理・独立行政法人 情報処理推進機構セキュリティセンター (IPA) が公開している「安全な ウェブサイトの作り方」の内容を確認し、安全なアプリケーションを構築すること。(参考) 「安全なウェブサイトの作り方」
<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>

(5) 成果物 本業務の履行に際しては、以下に示す書類を期限までに提出すること。

<提出期限> 令和5年3月31日

<完了報告書> 1部 ・「システム仕様書」に記載した機能について受託者が実施したシステムテストの内容及び結果 ・各非機能要件を満たしていることを確認できる書類

(6) 委託料の支払い

原則として、受託者から提出される成果物により、委託業務が適切に実施されたことを確認した後、受託者からの請求に基づき業務委託料を支払うものとする。

(7) 契約不適合責任

本業務の運用開始後1年間は、業務の成果物に不備があり、委託者が修正の必要があると判断した場合は、受託者は速やかに不備の内容に関して調査し回答するものとする。

当該調査の結果、成果物に関して瑕疵等が認められる場合には、受託者の責任及び負担において速やかに修正を行うものとする。なお、修正を実施する場合において、修正方法等を事前に委託者の承諾を得てから着手し、修正結果等について委託者へ報告すること。

(8) 著作権等の取り扱い

①本業務の成果物及び電子データ等に含まれる第三者の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。）その他の権利についての交渉・処理は、受託者が納品前に行うこととし、その経費は委託料に含まれることとする。また、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受託者の責において解決するものとする。

②受託者は、ソフトウェアの開発に当たり、適当なパッケージソフトウェア等入手して開発母体とすることができる。この場合、開発母体の使用権については受託者がその手続を行うものとする。

③本業務の成果物及び電子データ等の作成者の著作権については、本部会と受託者の協議により別に定める。

④受託者は、本業務の実施にあたって部会又は第三者を侵害したときは、本部及び損害を受けた第三者の責任に帰する場合のほかは、その賠償の責任を負うものとする。受託者は、業務委託を実施するにあたり、本業務の実施に係る受託体制を明確にすることとし、それを記載した書類を部会に提出する。

(9) その他留意事項

・再委託については、業務の一部（主たる部分を除く）について事前に書面で確認し、委託者の書面による承諾を得た場合にのみ可能とする。

・受託者は、本業務の実施に当たって、随時、委託者と連絡調整を行う。

・受託者は、本事業の実施に当たっては、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、著作権法、その他と関係法令を遵守する。

・受託者は、個人情報、企業情報等の管理に当たっては、適切なセキュリティ・ポリシー及び情報管理体制を整備する。

・この仕様書に定めるもののほか、本業務の進捗状況により変更等が必要な事項は、

別途委託者と受託者が協議して決定する。

- ・本業務は、日本語版のみ制作とする。
- ・本業務を実績の一環として営業活動の際に使用することは差し支えない

質 問 書

新ひたち野農業協同組合
蓮根部会玉里支部 宛て

事 業 者 名
担当者所属・氏名
メールアドレス

レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託に係る公募型プロポーザルについて、
下記のとおり質問します。

項 目	
内 容	

※ 質問内容は簡潔かつ具体的に記入すること。

提出先 新ひたち野農業協同組合営農経済部
電子メール ja569.einoukeizaibu@ja-ibaraki.jp

レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託に係る企画提案提出書

新ひたち野農業協同組合
蓮根部会玉里支部 宛て

所在地
事業者名
代表者氏名

印

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申し込みます。

記

1 提案者の概要

事業所等所在地	〒 電 話： F A X：		
事業者名	(フリガナ)		
設立年月日			
業種			
従業員数	人		
代表者 職・氏名			
主な事業内容			
担当者部署名		担当者	
担当者電話番号		E-mail	

2 添付書類

- ・企画提案応募資格に係る宣誓書（様式第3号）
- ・企画提案書（任意様式）
- ・業務工程表（任意様式）
- ・業務実績書（任意様式）
- ・参考見積書（任意様式）

企画提案応募資格に係る宣誓書

新ひたち野農業協同組合
蓮根部会玉里支部 宛て

所在地
事業者名
代表者氏名

印

レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託に係る企画提案の応募に当たり、下記の全ての条件を満たし、本業務を的確に遂行するに足る能力を有していることを宣誓します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生開始の決定を受けている者を除く。）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）であること。
- (3) 代表者及び役員等（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号から第3号に規定する者に該当しないこと。
- (4) 国税及び地方税を滞納している者でないこと。
- (5) 過去5年以内に茨城県内において業務の実績を有する者であること。

委 託 契 約 書 (案)

新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部部長 西村 哲也 (以下「甲」という。)
と _____ (以下「乙」という。) とは、レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務について、次のとおり委託契約を締結する。

(委託事業)

第1条 甲は、次の業務 (以下「委託業務」という。) の実施を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

- (1) 委託業務名 レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託
- (2) 実施期間 契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (3) 実施内容 別添「レンコン出荷情報共有システム構築・運用業務委託仕様書」
(以下「仕様書」という。) のとおり

(委託業務の実施)

第2条 乙は、委託業務を仕様書及び甲の指示に従って実施しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

2 前項のほか、乙は、委託業務の実施方法について、甲の指示に従わなければならない。

(委託料)

第3条 委託業務に要する費用 (以下「委託料」という。) は、金 _____ 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 _____ 円) とする。

(委託料の支払い)

第4条 甲は、委託業務が完了し、第7条の規定による通知をした後に、乙からの請求により、適正な請求書の受理後30日以内に委託料を支払うものとする。

(再委託の制限)

第5条 乙は、この業務委託達成のため、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることを必要とするときは、あらかじめ文書により甲に申請し、その承認を得なければならない。

(事業完了報告)

第6条 乙は、この委託業務が完了したときは、遅滞なく、委託業務完了報告書 (別紙様式第1号) に仕様書に基づく成果品を添えて、甲に提出しなければならない。

(適合の検査及び通知)

第7条 甲は、前条の規定により、乙から委託業務完了報告書の提出があったときは、遅滞なく、この契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認め

たときは、その旨を乙に対して通知するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果、不合格となり、成果品について補正を命じられたときは、甲の指定する期間内に補正し、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。この場合において、再検査については、前項の規定を準用する。

(瑕疵担保)

第 8 条 業務完了後、乙の責めに帰すべき事由による成果品の不良箇所等が発見された場合は、速やかに訂正等の措置を行うものとし、これに要した費用は、すべて乙の負担とする。

(委託業務の中止等)

第 9 条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難になったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、直ちに乙と協議のうえ、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、甲乙協議のうえ精算するものとする。

(委託業務の変更)

第 10 条 乙は、前条第 1 項に規定する場合を除き、仕様書に記載された委託業務の内容を変更しようとするときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(事情変更による解除)

第 11 条 甲は、事情の変更により委託の必要がなくなったときは、この契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、甲乙協議のうえ精算するものとする。

(契約違反による解除)

第 12 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約が解除された場合において、甲が損害を受けたときは、乙はその損害を賠償しなければならないものとし、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害の賠償)

第 13 条 乙は、委託業務の遂行に当たって、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 14 条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を第三者に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第 15 条 乙は、委託業務を実施するため個人情報を取り扱う場合には、茨城県個人情報の保護に関する条例（平成 17 年茨城県条例第 1 号）第 7 条第 2 項及び第 8 条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

(帳簿等)

第 16 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(調査報告等)

第 17 条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の使途その他必要事項について報告を求め、又は必要な措置を指示することができる。

(著作権)

第 18 条 乙がこの委託業務の実施により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(疑義の処理)

第 19 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 4 年 月 日

小美玉市下玉里 456

甲 新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部
部長 西村 哲也

乙

別記（第 15 条関係）

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託業務を実施するに当たっては、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 個人情報の収集の制限

委託業務を処理するために個人情報を収集するときは、委託事務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 個人情報が記録された媒体の保管

個人情報が記録された媒体は、施錠可能な金庫に保管するなど、適切に保管すること。

4 不要情報の廃棄

利用者に関する個人情報は、その者に係る業務が完結した年度から5年を経過したときは、速やかに復元又は判読が不可能な方法により廃棄すること。

5 個人情報の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を実施するため収集・作成した個人情報（委託業務を処理するため甲から引き渡されたものを含む）は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

6 個人情報の複製等の制限

委託業務を実施するために個人情報の複製若しくは送信又は個人情報が記録された媒体の外部への送付若しくは持出しを行うときは、甲の承諾を受けなければならない。

7 個人情報についての事故報告

個人情報について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

(別紙様式第1号)

令和 年 月 日

新ひたち野農業協同組合蓮根部会玉里支部
部長 西村 哲也 殿

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名

委託業務完了報告書

令和 年 月 日付で締結した委託契約に基づく委託業務について、下記のとおり実施したので委託契約書第6条の規定により報告します。

記

- 1 業 務 名
- 2 契約年月日 年 月 日
- 3 履 行 期 間 年 月 日から
年 月 日まで
- 4 業務委託料 円
- 5 完了年月日 年 月 日
- 6 成 果 品